

## 附属明細書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記2「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、内容の記載を省略する。

### 2. 引当金の明細

該当無し